

よさのうみ進路だより

令和4年12月2日発行 与謝の海支援学校進路指導部



高等部3年生の後期進路相談会が始まりました。相談会では、本人と保護者等が、連携機関に直接、進路希望を伝えます。福祉施設や職場の受入状況に関する情報や、利用申請の手続き等に関するアドバイスを受けながら、進路希望の実現をめざします。

今回の進路だよりでは、障害者総合支援法による「障害福祉サービス」について、簡単に紹介させていただきます。



障害福祉サービスの紹介

～障害者総合支援法とは～

正式には「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」といいます。障害者を支えるサービス等が定められた法律です。障害者自立支援法の改正法として、平成25年4月1日に施行されました。障害の有無にかかわらず、すべての国民が個人としての尊厳をもって、日常生活や社会生活を送れるように、様々な支援を行うことを理念としています。

障害者のそれぞれの生活のしづらさに合わせてサービスが展開できるよう、「障害支援区分」によって、一人一人に合った支援を受けることができるようになっています。

○「障害支援区分」の決定までの流れ

区分を決定するために、「障害支援区分認定調査」があります。80の項目からなる基本調査で、「移動の動作等」「身の回りの世話や日常生活等」「意思疎通等」「行動障害」「特別な医療」に関して、どの程度の支援が必要かを調査します。専門的知識のある認定調査員が、本人や家族に対して、1時間程度の聞き取り調査を行います。

障害者支援区分は、非該当～区分6に分かれており、必要とされる支援の度合いが高いほど数字が大きくなります。

○福祉サービスについて

市町が主体となる障害福祉サービスには、自立を支援するための自立支援給付があります。介護の支援サービスを受ける「介護給付」と、自立訓練や共同生活援助などの「訓練等給付」の2つが中心となります。

＊サービスを利用する場合は居住地の市町の窓口（障害福祉課）に申請します。

障害支援区分によって、利用できるサービスが異なります。



～高等部卒業後に受ける主な福祉サービスを紹介します～

□介護給付

生活介護

障害者支援区分3以上で常時介護を要する方に対して、食事や入浴などの介護、創作活動や生産活動の機会を支援して、昼間の生活をサポートします。



施設入所支援

障害者支援区分4以上で夜間にも介護を要する方に対して食事や入浴などの日常生活に必要な支援を行います。あわせて、生活介護、自立訓練または就労移行支援などの日中活動も一体的に支援します。



□訓練等給付

就労移行支援

企業就職を目指す方が、仕事に必要な知識・能力向上のための訓練をします。福祉サービス事業所は、一人一人の適正に応じて企業等への雇用に結びつけたり、職場定着の支援をしたりします。（利用期限：2年 ＊場合によっては1年間延長あり）

就労継続支援 A 型

福祉サービス事業所と雇用契約を結びます。労働基準法に準じた仕事を行うため、その地域の最低賃金が保障されます。福祉サービス事業所内で就労経験を積んで、仕事に必要な知識や作業能力が高まった場合は、一般就労（企業）を目指していきます。（利用期限：なし）

就労継続支援 B 型

福祉サービス事業所と雇用契約を結ばずに仕事や生産活動を行います。福祉サービス事業所内で就労経験を積んで、仕事に必要な知識や作業能力が高まった場合は、就労継続支援 A 型や就労移行支援の利用、さらに一般就労（企業）を目指していきます。（利用期限：なし）

自立訓練

自立した日常生活または社会生活ができるように必要な訓練を支援します。（利用期限：2年間 ＊場合によっては1年間延長あり）



共同生活援助（グループホーム）

主に夜間において食事や入浴、金銭管理などの援助を行います。日中は、グループホームから企業や福祉サービス事業所に通います。

～この他にも様々な福祉サービスがあります。

「障害福祉制度」「障害者総合支援法」など、検索して頂くと詳しい情報が分かりますので、ぜひ調べてみてください。～

丹後地域では、障害福祉サービスを紹介したリーフレットを作成しています。

＊「丹後福祉マップ」で検索すると、PDF で閲覧・印刷できます。

